

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行細則(昭和23年愛媛県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(水質基準)</p> <p>第6条 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1・2 省略</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>3 大腸菌</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	1・2 省略			3 大腸菌	省略		4 省略			<p>(水質基準)</p> <p>第6条 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1・2 省略</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>3 大腸菌群</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	1・2 省略			3 大腸菌群	省略		4 省略		
1・2 省略																			
3 大腸菌	省略																		
4 省略																			
1・2 省略																			
3 大腸菌群	省略																		
4 省略																			

(旅館業法施行細則の一部改正)

第2条 旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(水質基準)</p> <p>第10条 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号。以下「条例」という。)第4条の表第3の項第3号の規則で定める水質基</p>	<p>(水質基準)</p> <p>第10条 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号。以下「条例」という。)第4条の表第3の項第3号の規則で定める水質基</p>

準は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1・2 省略		
3 大腸菌	省略	
4 省略		

2 省略

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

準は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1・2 省略		
3 大腸菌群	省略	
4 省略		

2 省略